Economic & Social Research

ESR No.53 2026年 夏号

経済財政運営と改革の基本方針2026（骨太方針2026）

「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する！～

CONTENTS

政策分析インタビュー

日本の挑戦を起動するために
～「責任ある積極財政」の下での経済財政政策の形～
末吉 孝行
株式会社大和総研 経済調査部長

トピック

経済財政運営と改革の基本方針2026（骨太方針2026）の概要について
仁木 脩介
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付 参事官（総括担当）付

経済財政政策部局の動き

経済対策の進捗状況調査について
仲村 健吾
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付 参事官（経済対策・金融担当）付

令和8（2026）年度内閣府年央試算について
髙野 奏汰
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付
参事官（経済見通し担当）付 政策企画専門職

対日直接投資の現状とその促進に向けた取組
池田 匠
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付 参事官（企画担当）付

2026年OECD閣僚理事会の概要について
大門 優香
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付 参事官（国際経済担当）付

最近のESRI研究成果より

景気動向指数の改善に向けて
高瀬 由希子
内閣府経済社会総合研究所景気統計部 部長補佐

最近のESRI研究成果より

SNAの枠組みにおける家計の富の分布の計測
本橋 直樹
内閣府経済社会総合研究所 研究官

最近のESRI-政策フォーラムより

第95回ESRI-政策フォーラム
「ICTを活用した児童生徒の能力向上に向けて」
（令和8年3月25日開催）
榛澤 樹希
内閣府経済社会総合研究所総務部総務課

内閣府経済社会総合研究所

政策分析インタビュー

日本の挑戦を起動するために

～「責任ある積極財政」の下での経済財政政策の形～

株式会社大和総研 経済調査部長
末吉 孝行

2026年7月、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2026」（以下「骨太方針2026」）の閣議決定を行いました。今回は、大和総研経済調査部長の末吉孝行氏に、骨太方針2026で掲げられた経済・財政政策への評価や提言、内閣府の果たすべき今後の役割についてお話を伺いました。

いま求められる産業政策の在り方

（佐藤審議官）今回、高市内閣で初めてとなる骨太方針を策定し、副題に「責任ある積極財政元年」と位置付けました。まず、「骨太方針2026」について、全体的な評価をお聞かせいただけますでしょうか。

（大和総研　末吉部長）これまでとはだいぶ変わったなと思います。強い経済を取り戻して、投資不足の解消をやらないといけないというメッセージが随所にあり、前向きな骨太方針だなというのが、第一印象です。

骨太方針の中身をよく読むと、財政に関する分析を一層しっかりやって、政策運営していこうという政府の意識も感じられました。「財政健全化」という言葉が消えたことに対してショッキングだという見方もありましたが、私自身は、今回の骨太方針はこの点をもう少し評価されても良いと感じています。マーケット関係者は、実際に骨太方針を読んでいない人もいるし、骨太方針を読んだとしても大きなところしか読まない人も多いのですが、今回、産業政策を大きく打ち出した点や、新たな財政運営の下で財政を分析し市場との対話を図ろうとしている点は評価されるべきだと思います。

（佐藤審議官）産業政策について言えば、近年は主要国の多くが、官と民が連携して投資を引き出し、強い経済を作っていくという時代に移行していますね。末吉部長は、そうした潮流を踏まえ政府としてどのように対応すべきと考えますか。

（大和総研　末吉部長）私もそうした観点で最近レポートをまとめましたが、2010年頃から、マリアナ・マッツカート等のように、政府がもっとリスクをとって投資すべきだと言う人たちが現れています。私自身も一理あると受け止めています。

政府が投資するとなると、採算性の観点を始め、色々な面での批判に直面します。しかし、基本的に産業政策としての政府による投資は、採算性を度外視して良い訳ではありませんが、採算性よりもむしろ、将来の成長力の向上という投資効果の観点から判断されるべきなのではないかと思います。資本ストックや全要素生産性（TFP）、労働投入を押し上げるような政策であれば、それらを判断材料として議論されるべきです。



（末吉孝行部長）

例えば、1920年代、ケインズはアメリカの公共投資に関して、中には採算の取れない投資も含まれていましたが、最終的にはこの投資のおかげで世界全体が豊かになったと評価しました。あるいは明治時代には、殖産興業の下、うまくいかなかった時期もあったと思いますが、それでも政府による投資が日本の近代工業化に寄与したと思います。現在も同様に、民間に任せるだけでは社会的に最適な水準と比べて過少投資になる恐れがありますので、官民で連携して将来の経済成長に対して必要な水準の投資を引き出していくことが重要だと思います。

（佐藤審議官）特にこれから市場が確立していく産業において、民間だけでは先が見通せず、リスクを背負い切れない部分がある分野で、国が一歩前に出て促進していくことも必要ですね。

（大和総研　末吉部長）そういった政府の役割も、産業政策に含まれると思います。ただやりすぎれば財源の問題が出てきますので、十分に効果を見極めながら進めることが重要だと思います。

民間投資を引き出していくために

（佐藤審議官）今回の成長戦略では、17の戦略分野への官民投資を通じた「強い経済」の実現を打ち出しましたが、末吉部長はどのように受け止めていますか。

（大和総研　末吉部長）随分デジタルに振り向けられているという印象です。AI・半導体が中心ですが、サイバーセキュリティや量子まで含めると、全体の半分以上、2040年までに実現する官民投資370兆円超のうち200兆円くらいはデジタル系が占めているという感触を持っています。日本に足りないのは、まさにデジタル投資だと考えています。今後、日本経済の生産性を高め、成長の源泉にしていく基盤をつくっていくという意味で、成長戦略には結構期待しています。

今後は、17分野の官民ロードマップが想定どおりに進捗しているかについて、半年あるいは一年ごとにチェックしていく必要があります。上手くいっているところには、さらに投資を増やしてもいいかもしれないし、想定通りの効果が得られないのであれば、逆に投資を引くべきです。今後それぞれの情勢は動いていくので、現実的に軌道修正しながら、成長につなげていくことが重要だと思います。

心配な点としては、企業横断的な分野が挙げられます。その観点からは造船やAI・半導体、防衛といった分野は比較的対応しやすいかもしれませんが、企業横断的な分野では、ひとつの企業に補助金等の手当てをして済む問題ではありませんので、政府の方針に対して企業全体が付いてくるのかという点は気がかりです。また、AIに関しては、特に上の世代は、比較的使う頻度が少ない人が多い。若い人はプログラミングとかも日常的に出来て、AIを活用したりしていますが、40代、50代の人たちが、今後同じようにAIを使って、業務フローやビジネスタイルをどんどん変えていくことができるのかという点も、少し不安です。

（佐藤審議官）新しい分野に、社会をどう適合させていくのかという点も課題かもしれませんね。民間投資を引きつけるうえで、今回の成長戦略では、「予見可能性」を高めるための予算編成上の改革を行うこととしました。補正予算依存からの脱却や複数年度の計画に基づく予算措置等がそれに当たりますが、末吉部長は、どのように評価されていますか。

（大和総研　末吉部長）これは評価されるべきだと思います。民間からの投資は単年度限りで終わるわけではないので、複数年度で組まれる「投資枠」のようなものを創設することで、民間がジョインして、前向きに投資をしやすくなると思います。

量子とかフュージョンは、数十年単位の話だと思いますので、年単位で進めていくのは大変です。新規の「投資枠」がどれくらいの時間軸になっていくのかは分かりませんが、特に新規分野や、造船や宇宙分野などは、できるだけ長い期間で投資を管理していくべきだと思います。

また、補正予算依存からの脱却は、ずっとやるべきだと思っていたので、歓迎しています。毎年恒常的に補正予算を組むということが無くなれば、中長期試算等を活用した財政状況の点検作業についても、もう少し簡素に分かりやすくなるのではないかと思います。

（佐藤審議官）末吉部長は先月発表されたレポート『先進国の産業政策の新潮流～問われる政府の役割と高市政権の成長戦略への示唆～』の中で、無形資産投資の重要性も説かれていました。今回の成長戦略では、8つの分野横断的課題を特定し、そのための取組を打ち出していますが、どのように評価されていますか。

（大和総研　末吉部長）まず、8つの分野横断的課題は、もっと国民にアピールした方が良いと思います。どうしても17の戦略分野に注目が集まってしまいますが、分野横断的課題も中長期的にも非常に重要です。特に、労働市場改革と、これは個人も考えてやっていかなくてはいけないことですが、人への投資を通じた個人のスキルアップは、無形資産の蓄積につながるということを私どものレポートでも紹介しています。

また、無形資産と呼ばれるものにはソフトウェア投資も含まれます。補助金等の制度・政策は色々ありますが、あまり企業に認知されていないような気がします。その辺りの広報についても、力を入れていいただいた方がいいかもしれません。

骨太方針の広報や市場との対話はどうあるべきか

（佐藤審議官）広報の話が出ましたが、今後骨太方針の広報や市場との対話について、どのように進めていくことが重要だと思いますか。

（大和総研　末吉部長）YouTubeチャンネルの「ReHacQ」に城内大臣が出演されて、分かりやすく解説されていました。大臣の露出が増えれば、我々としては、親しみやすさも感じますし、大臣ご自身の言葉で仰っていただいたことで、納得のいく感じも得られました。個別的に、アナリストやエコノミストとコミュニケーションを取られてもいいですし、テレビ番組に出演して、政府がしっかりと分析・検証を進めながら経済財政政策を運営しているというメッセージを発することも良いと思います。

金利がこれだけ上がるというのは、我々も想定していませんでした。そもそも、数年前にほとんどゼロだったものが、3%近くに上っているというのは、個人的にはやや急激過ぎるような感じがして、驚いています。骨太方針に関しては、一部の内容が過度に強調されて報道されてしまったようなところがありましたが、今後の広報において、経済・財政については様々な角度から分析・検証を進めていくことにしている点はもっと強調されてもいいと思います。

加えて、勿論のことですが、内閣府のホームページなどで、色々な分析結果を発信していただけると市場や民間の人からすればありがたいと思います。

（佐藤審議官）具体的にありがとうございます。特にマーケットとの対話については、私どもも非常に大事だと考え、力を入れているところです。マーケットとの対話では、何を重視して進めていくのがよろしいでしょうか。

（大和総研　末吉部長）ニュートラルな経済・財政の分析を出していただきたいというのが、我々が内閣府に期待しているところです。経済・財政の分析は、政府がやると、少しポジショントーク的な感じになりがちだと思います。例えば財務省は、国債利払い費が高すぎたり、税収も想定が低すぎたりするなど、慎重に見過ぎているところがあります。かつて私も内閣府に出向した際に中長期試算を担当しました、その際は経済成長率の将来推計値が高過ぎると指摘する人もいましたが、最近の中長期試算はニュートラルなものに近づいてきたと評価しています。国債発行限度額や利払い費等、検証していただきたい項目は沢山あるのですが、大切なことは、政府も財政についてきちんと検証しながら政策を進めているということが市場に伝わることだと思います。

我々民間も、自分たちで頑張って分析しようとしていますが、なかなか手が回らなかったりしますので、色々な分析を発信していただけると非常にありがたいという面もあります。

内閣府に求められる経済分析の役割

（佐藤審議官）末吉部長のように内閣府での出向経験のある民間のエコノミストから見て、内閣府ならではの分析として期待するものは何でしょうか。

（大和総研　末吉部長）民間のエコノミストにとって、財政の分析にはなかなか難易度が高い部分があります。政府内の情報へのアクセス制限の問題など、例えば政府であれば個票を使った分析がたくさん出来ますが、民間だとその可能性がぐっと限られてしまいます。私が内閣府にいたときには、他の省庁に頼めば色々データを貰えたのですが、民間の立場では、やはり貰えないデータが多く、やりづらさを感じるときもあります。政府内の情報にアクセスした財政分析などは、内閣府にぜひやっていただきたいと思います。

（佐藤審議官）末吉部長が内閣府の計量分析室におられたときの話も出ましたが、内閣府で得られた経験として、民間のエコノミストになって役に立ったことはなんでしょうか。

（大和総研　末吉部長）内閣府にいるときに、その時の上司から「頭の中で経済モデルを回せるようになりなさい」と言われました。今も出来るだけその言葉を意識しながら、仕事に当たっています。マクロモデルの構造や作り方をたくさん学んできたことで、結果として、理論的な考え方とか、制度面がどうなっているのかというのも、モデルを通じて考え、勉強することができるようになりましたので、大変ありがたかったと思っています。

私が大和総研という職場にいて、今、個人的にやりたいことは、内閣府の中長期試算レベルのものを、何とか自力で出したいということです。国の一般会計だけでなく、特に地方まで含めると、すごく難しくなるので、結構苦労していて、人手も足りないのですが、

将来的に近しいレベルのものを作り上げて、政策議論ができるようなものができればいいな、というふうに考えています。内閣府で得られた考え方を、ゆくゆくはそういうところに生かせればいいなと思います。

（佐藤審議官）今、様々なシンクタンクから内閣府に出向されている方も多いですが、経済分析を担う政策人材を日本全体で分厚くすることは、非常に大事だと考えています。そうした人材を育成していく観点から、末吉部長が内閣府に期待している役割はありますか。

（大和総研　末吉部長）内閣府は政策の意思決定に非常に近いので、政策の意図や効果を分析し、あるいはその知見を政策に反映できるというのは大きな強みだと思います。そういった働き方ができるということは日本のためにもなっていると思います。

私が在籍している大和総研の経済調査部でも、若い人が増えてきたので、政府への出向ももっと重視していきたいと思っています。経済分析を志望される学生は、そんなに減っていないと感じています。もっと人材交流しながら色々勉強させていただければと思います。

（聞き手：内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）佐藤鐘太）

（本インタビューは、令和8年8月26日（水）に行いました。所属・役所はインタビュー当時のものです。）



（末吉孝行部長（左）と佐藤審議官（右））

トピック

経済財政運営と改革の基本方針2026（骨太方針2026）の概要について

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付
参事官（総括担当）付
仁木 脩介

はじめに

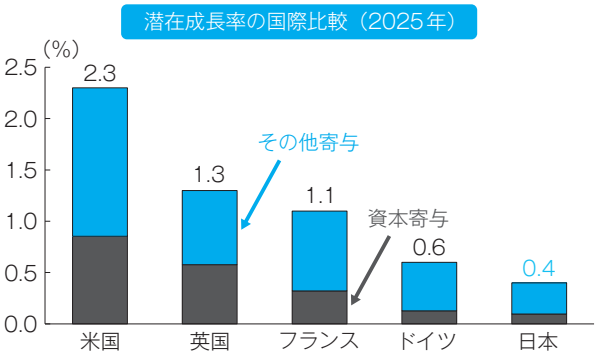
経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）は、経済財政諮問会議における諮問・答申を経た上で、毎年夏季に、閣議決定されて政府の方針となる。この基本方針に沿って、その後の予算編成や税制改正、制度改正等で政策が具体化されるなど、経済財政運営の基本的な方向性を示すものとして位置付けられている。令和8年7月21日に閣議決定された骨太方針2026のテーマは、『「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する！～』である。本稿ではその概要を紹介する。

1　骨太方針2026の全体像

骨太方針2026の一番の特色は、「強い経済」の実現に向けた施策の具体化とそれを支える新たな経済財政運営の仕組みを一体的に示している点にある。

その背景には、我が国の潜在成長率が、長年にわたる「未来への投資不足」により、主要先進国と比べて低迷しており、新たな成長型経済への本格的な移行が道半ばであるという現状がある。

図表１　潜在成長率の国際比較（2025年）



（備考）内閣府「GDPギャップ、潜在成長率（2026年1－3月期2次QE後推計値）」、OECD資料により作成

加えて、主要先進国では、官民が連携して大規模かつ長期的な財政支出を伴う産業政策が大きな潮流となっている。骨太方針2026では、これを「経済財政運営の在り方そのものに関するコペルニクス的転回」と表現しており、我が国においても、こうした時代の変化を踏まえた国家運営が求められている。

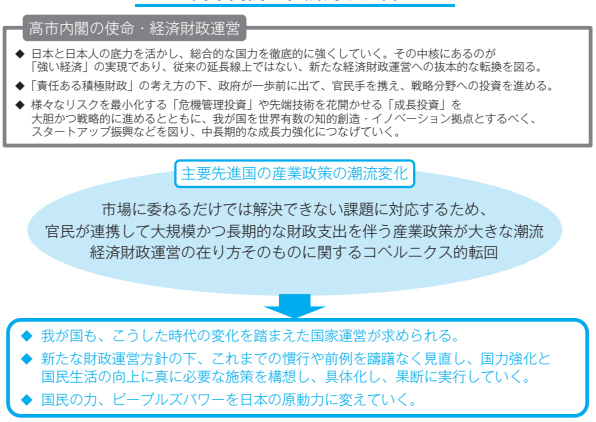
こうした認識を踏まえ、本方針ではその第1章で、

① 投資不足の流れを断ち切るとともに、世界的な産業政策の大競争時代に対応していくため、「責任ある積極財政」の考え方の下、政府が一歩前に出て、官民で手を携え、「危機管理投資」や「成長投資」を大胆かつ戦略的に進め、中長期的な成長力強化につなげていくこと、

② あわせて、民間投資を引き出すために政府予算の予見可能性を確保する観点から、財政単年度主義の弊害を是正し、予算の作り方を根本から改めた上で、「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」をバランスよく同時に実現する

という、高市内閣の経済財政運営の基本方針を示している。以下では、「強い経済」の実現に向けた取組（第2章）と、それを支える新たな財政運営の仕組み（第3章）について具体的に説明する。

図表２　高市内閣の経済財政運営



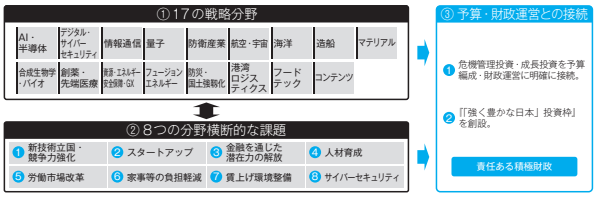
2　「強い経済」の実現に向けて

第2章では、「強い経済」の実現に向けた政府の重点施策を整理している。本章に記載される取組を通じて、国内投資を拡大し、供給力を強化し、潜在成長率を引き上げるとともに、強い外交・安全保障の確立及び国民の安全・安心の確保を一体的に推進する。

（日本成長戦略の推進）

成長力強化のための施策としては、17の戦略分野における62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップに盛り込んだ施策パッケージを着実に実行するとともに、「日本成長戦略」に記載した8つの分野横断的課題への対応策を一体的に推進することで、2040年度までの累計で370兆円を超える官民投資が想定されている。

図表３　日本成長戦略の推進



（成長基盤の強化、強い地域経済の構築）

新技術立国の実現やスタートアップの振興、AX／DXの推進、規制・制度改革の徹底といった成長基盤の強化について、経済財政諮問会議における議論も踏まえ、経済活性化に向けたイノベーションやスタートアップに関する取組を整理している。また、強い地域経済の構築のため、地方が持つ伸び代を活かし、新たな産業基盤を作るために各地に産業クラスターを戦略的に形成する「戦略産業クラスター計画」をはじめとする「地域未来戦略」を推進する。

（人材力の強化・人材総活躍）

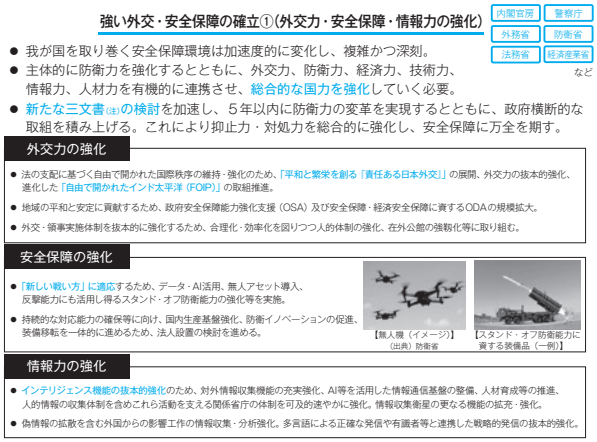
全世代の国民一人ひとりが活き活きと活躍することで、日本人の底力を解き放つ。17の戦略分野やエッセンシャル分野を始めとする幅広い人材の育成・確保のため、教育政策、産業政策、雇用政策を連携させ、人材育成を一気通貫で推進する。具体的には、産学官が連携したリ・スキリング機会の拡充やアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成、「全世代型リ・スキリング国民運動」の展開等を通じ、処遇や生産性の向上を図る。

若者や女性を含めた労働者の「働きがい」と「働きやすさ」の向上、就職氷河期世代等の就業・処遇改善、孤独・孤立対策など、誰一人取り残されない社会の実現に向けた取組を推進する。

（強い外交・安全保障の確立）

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が流動化する中、我が国を取り巻く安全保障環境は加速度的に変化し、複雑かつ深刻になっている。こうした中、外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力、人材力を有機的に連携させ、総合的な国力を強化する。いわゆる「三文書」の検討を加速し、5年以内に防衛力の変革を実現する。

図表４　外交力・安全保障・情報力の強化



※注：「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」

（国民の安全・安心の確保）

令和の国土強靱化対策を断行するとともに、防災庁を設置し、発災時から復旧・復興まで一貫した政府全体の司令塔機能を強化する。また、良好な治安を確保するため、新技術を悪用した犯罪やトクリュウへの対策等に取り組む。

（外国人政策の推進）

外国人政策については、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づき、国民の不安や不公平感への対処に向けた取組を一層進める。在留許可手数料の見直し等により確保した財源を最大限活用しつつ、外国人政策を総合的かつ強力に進める。安全保障の観点から土地取得等ルールを策定するとともに、地下水の適正な保全・利用や土地の取得・利用情報の把握強化等に向けて法制化も含め検討する。

3　責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

骨太方針2026の第3章を、2040年度までを計画期間とする「責任ある積極財政に基づく『中長期経済財

政計画』」と位置付け、以下のように新たな財政運営の仕組みを示している。

第一に、財政運営目標の設定である。「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付ける。PB（基礎的財政収支）については、債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標として位置付け、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する。

第二に、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換である。デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から脱却し、物価・賃金上昇を的確に反映した予算編成へと転換する。社会保障関係費については、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていく」との方針の下、給付と負担の改革を継続する。

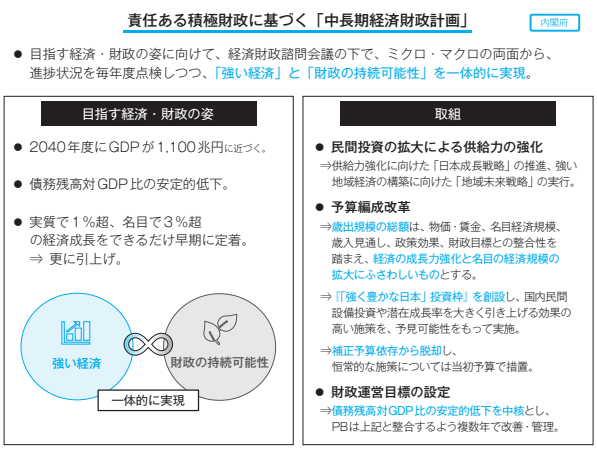
第三に、『「強く豊かな日本」投資枠』の創設である。危機管理投資・成長投資を始め、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を、予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に同投資枠を創設する。規模については、財政の持続可能性を実現しながら必要十分な規模を確保するとともに、経済安全保障上特に重要な分野などについては特別会計において別枠管理する。

第四に、補正予算依存からの脱却及び基金や複数年度にわたる予算措置の見直しである。補正予算については緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する。あわせて、基金ルールの抜本的な見直しを具体化し、基金、国庫債務負担行為による複数年度契約、財政投融資、出資等の手法について、ガバナンスを強化しつつ、投資の性質に応じて適切な手段を活用する。

第五に、市場の信認確保と分析・検証の強化である。国内外の市場関係者に対して財政運営について透明性高く一貫した説明を行うとともに、経済・物価・金利動向や政策効果をめぐる不確実性に備え、幅広い可能性を踏まえた分析を行う。

こうした取組を念頭に内閣府が行った経済モデルの試算結果によると、一定の追加的な財政支出の下で、2040年度に名目GDP1,100兆円に迫る経済成長を実現するとともに、債務残高対GDP比がおおむね安定的に低下する姿となる。このような「経済成長」と「財政の持続可能性」の双方を実現する経済・財政の姿を目指し、できるだけ早期に実質で1%を上回る、名目で3%を上回る経済成長を定着させ、更に引き上げていくこととしている。

図表５　責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」



終わりに

今年の骨太方針では、令和9年度（2027年度）を「責任ある積極財政」元年と位置付け、長年続いてきた過度な緊縮志向・未来への投資不足の流れを断ち切り、「強い経済」の実現を目指すための方針を示した。「日本成長戦略」を中核とした成長力強化のための施策の具体化と、それを支える新たな経済財政運営の仕組みを一体的に示したことが本方針の最大の特色であり、国民の安全・安心を確保する取組もその重要な柱として位置付けられている。

本方針の策定業務に携わる中で、「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現という二つの目標を同時に追求することの難しさと重要性を改めて痛感した。積極的な投資によって潜在成長率を引き上げつつ、債務残高対GDP比の安定的低下を実現するという「責任ある積極財政」の考え方は、従来の経済財政運営の発想を大きく転換するものであり、その具体化にあたっては、短期・中長期の視点を常に両立させることが求められる。

今後は、本方針に掲げられた施策を着実に実行に移し、2040年度に向けた官民投資の拡大と経済成長の実現を確かなものとしていくことが求められる。同時に、将来世代に持続可能な経済社会を引き継ぐことこそが、今この場に携わる者としての責務であると強く認識している。

仁木 脩介（にき しゅうすけ）

経済財政政策部局の動き

経済対策の進捗状況調査について

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付
参事官（経済対策・金融担当）付
仲村 健吾

はじめに

「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（2025年11月21日閣議決定。以下「本経済対策」という。）は、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的な財政出動による「強い経済」の実現、再びデフレに後戻りしない「成長型経済」への移行を目指し、「生活の安全保障・物価高への対応」、「危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現」、「防衛力と外交力の強化」の3本柱で構成される。

経済対策・金融担当では、「経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。そのため、全府省庁の連携の下、…できる限り早期の執行に努めるとともに、…事後の適切な進捗管理に努める。政府全体で…国民生活への効果を最大化する。」[1]との記載に基づき、本経済対策に盛り込まれた主要施策の迅速かつ着実な実行を目的として、主要施策に係る進捗状況調査を毎月行い、その結果を取りまとめて公表してきた[2]。

調査対象施策は、本経済対策に記載された予算額100億円以上又は各種PR資料に掲載されている施策である予算事業201施策、制度・規制改革、税制24施策の計225施策である。

本稿では、進捗状況調査の概要及び集計結果について紹介する。

予算事業の進捗状況調査の概要

経済対策・金融担当では、予算事業（全201施策）について、その進捗状況を表1のとおり「準備」、「着手」、「公募・入札等」、「実施」の4段階に分類し、各施策それぞれの進捗状況を把握した。

複数の事業や契約からなる施策については、最も先行している事業又は契約に基づいた進捗段階とするのではなく、当該施策の性質上「代表的な事業」や「代表的な契約」の進捗状況等と各府省庁の判断を踏まえ、進捗段階を選択した。また、国から地方公共団体を経由して予算を執行する施策については、地方公共団体が実施する「公募・入札等」の段階の集計は行わないなど、地方公共団体を含めた事業実施者や府省庁等の負担を可能な限り軽減する工夫も行った。

進捗状況調査の流れは、各施策の予算執行を担当する府省庁から、上記整理に従った進捗段階の報告を受ける形で行い、各施策の執行に至る過程を把握してきた。

表1　各進捗段階の定義

準備	入札公告等に向けた準備を進めている段階
着手	事業の事務局となる団体の公募・採択等が行われた段階
公募・入札等	事業の公募・入札公告、補助金の交付申請受付などが始まった段階
実施	実際に事業を実施する事業者等との契約締結等が開始され、事業が実行するに至った段階

予算事業の進捗状況の推移

2026年1月15日（同月30日公表）、同年6月15日及び同年7月末見込み（同年6月30日公表）の各時点の進捗状況の推移を表2にまとめた。

令和7年度補正予算成立から約1ヶ月後の2026年1月15日時点調査で、国民・事業者が事業や支援策へアクセス可能となっている「公募・入札等」、「実施」段階に進んでいる施策は19.9%であったものの、同年6月15日時点調査では、90%が、同年7月末時点（見込み）では94%が「公募・入札等」、「実施」段階に進んだことがわかる。

表2　予算事業の進捗状況の推移（全201施策）

	1月15日	6月15日	7月末見込み
準備	105施策（52.2%）	3施策（1.5%）	0施策（0.0%）
着手	56施策（27.9%）	17施策（8.5%）	12施策（6.0%）
公募・入札等	22施策（10.9%）	36施策（17.9%）	14施策（7.0%）
実施	18施策（9.0%）	145施策（72.1%）	175施策（87.0%）

※「7月見込み」は2026年6月15日時点調査の結果

1　「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」本文4～5頁
2　「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和7年11月21日）の進捗状況
https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/followup/followup13/followup13.html

制度・規制改革、税制の進捗状況

次に、制度・規制改革及び税制について、2026年6月15日時点での進捗状況の調査結果を紹介する（表3）。まず、制度・規制改革（全18施策）について、72.2%の施策が「制度・規制改革に必要な法案提出、法令・告示等の見直し、事務連絡の発出等が終了」した段階に達した。

税制（全6施策）について、基礎控除の物価に連動した引上げなど「所得税法等の一部を改正する法律案」が2026年3月31日に成立し、同日に公布され、「産業技術力強化法の一部を改正する法律案」が同年6月12日に成立する等、6月15日時点ですべての関連法案が成立した。

表3　制度・規制改革、税制の進捗状況（6月15日時点）

制度・規制改革（全18施策）	
法案提出、法令、告示等の見直し、事務連絡の発出等が終了	13施策（72.2%）
制度改正に向け、パブリックコメント、各種調査、報告書とりまとめなどを実施	3施策（16.7%）
制度改正の方向性等を検討中	2施策（11.1%）
税制（全6施策）	
法案（政省令含）、関連法案が成立	6施策（100.0%）

公表資料

本経済対策全体の進捗状況について、分かりやすく情報提供する観点から、前年に引き続き、概要版の作成・公表を行っている。今回の進捗状況調査では、各施策の進捗状況をより迅速かつ容易に把握できるよう、主に三つの改善に取り組んだ。

第一に、調査・公表時期の見直しを行った。昨年は、月末時点の進捗状況を調査し、その結果を翌月下旬頃に公表していたが、今回の調査では、進捗状況の早期把握・公表を図るため、毎月15日時点の状況を調査し、その結果を同月内に公表することとした。

第二に、広報の強化に取り組んだ。毎月公表する調査結果について、内閣府経済財政政策のSNSも活用し、情報発信の強化を図った。

第三に、概要版の資料の充実を図った。毎月の調査結果の主なポイントを新たに整理し、前回調査からの進捗状況の変化や今後の見通しを記載した。さらに、経済対策の中でも国民生活への影響が大きい物価高対策及び処遇改善施策を抽出し、その進捗状況をまとめた。

これらの取組を通じて、本経済対策の迅速かつ着実な実行状況について、各施策の現状をより容易に把握できる環境の整備に努めた。

さらに、府省庁からの報告をもって、結果を取りまとめるのみならず、次月以降の進捗見込みについても調査を行い、見込みが後ろ倒しとなった場合には、各施策担当府省庁にその理由等についてヒアリングを行うなど、各施策の迅速かつ着実な実行に向けた後押しを行った。

おわりに

経済対策・金融担当では、本調査を通じて、本経済対策に盛り込まれた各施策の迅速かつ着実な実行に向け、進捗管理を行ってきた。調査・公表時期の見直しによる迅速な情報提供、広報の強化、概要版資料の充実及び物価高対策・処遇改善施策の進捗状況の見える化など、本経済対策の進捗状況を分かりやすく把握できるよう改善を図っている。

今回の進捗状況調査では、実施方法等の改善を目的に、各府省庁を対象としたアンケートを実施した。その結果、フォローアップの実施単位や調査項目・評価基準の在り方、調査結果の活用方法等について意見が寄せられた。特に、各府省庁が実施しやすい形でのフォローアップを求める意見や、経年比較や調査結果の活用を可能とする調査項目・評価基準の標準化を求める意見がみられた。

これらの意見を踏まえ、今後は、各府省庁の事務負担にも配慮しつつ、予算の主要な事項ごとの整理、照会事項の簡素化及び既存の進捗管理との連携等を含め、フォローアップの実施単位や手法の見直しが課題である。また、調査結果の継続的な活用や分かりやすい情報提供を目的に、調査項目や評価基準の明確化や公表資料及び調査様式の改善についても検討しなければならない。

経済対策においては、各施策の迅速かつ着実な実施を実現し、その進捗状況を分かりやすく公表することが重要である。今後も、各府省庁と連携しながら、フォローアップの実効性の向上と分かりやすい情報発信を通じて、経済対策の着実な実行につなげていきたい。

仲村 健吾（なかむら けんご）

経済財政政策部局の動き

令和８（2026）年度 内閣府年央試算について

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付
参事官（経済見通し担当）付
政策企画専門職
髙野 奏汰

はじめに

内閣府は、毎年７月頃に最新の短期経済見通しを「内閣府年央試算」として公表している。

政府の公式な経済見通しは、「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（以下「政府経済見通し」という。）として毎年、年末頃に閣議了解される（その後、翌年１月頃に改めて閣議決定される。）が、それから約半年が経過したタイミングで、最新の経済状況や政策動向等を踏まえた当年度見通しの改定が内閣府の試算として示されることとなる。また、翌年度の経済見通しも、マクロ経済を考えるための参考として一定の想定の下で試算されることとなる。

今年度も、「令和８（2026）年度 内閣府年央試算」（以下「令和８年度年央試算」という。）が、翌年度予算の概算要求基準の議論等に資することを目的として、令和８年７月30日に経済財政諮問会議に提出の上、公表されたところ、本稿ではその要点について解説する。

試算の前提

内閣府年央試算や政府経済見通しにおいては、為替レート・原油価格、主要貿易相手国の経済成長率といった外部環境について一定の前提を置いて試算を行っている。このうち原油価格については、本年３月以降、中東情勢の緊迫化に伴う上昇がみられたが、令和８年度年央試算では、2026年６月17日～７月16日の期間におけるドバイ・WTI原油価格をもとに、７月17日以降は85.4ドル／バレルで一定との機械的な想定を置いている。

令和８年度の経済の姿

年央試算では、令和８年度の実質GDP成長率は0.9%程度、名目GDP成長率は3.0%程度と見込んでいる。

実質GDP成長率の内訳をみると、内需寄与度は＋0.9%pt程度、外需寄与度は＋0.1%pt程度となっている。内需については、春季労使交渉において３年連続で5%を上回る賃上げが実現するなど、雇用・所得環境の改善が続く下で、個人消費の緩やかな増加が見込まれることに加え、好調な機械受注等を背景に設備投資も増勢が続くと見込まれる。物価高対策などの各種政策の効果による下支えもあり、原油価格上昇に伴う影響を受ける中でも、前年度と同程度に経済成長に寄与すると見込まれる。外需については、中東情勢の影響を受けて中東向け輸出は減少するものの、米国向け輸出の回復が財輸出全体の増加をけん引すること、また原油輸入量の減少による輸入の伸びの鈍化もあり、実質GDP成長率の押上げに寄与する。

なお、政府経済見通しと比較すると、令和８年度の実質GDP成長率の見通しは1.3%程度から0.9%程度へと0.4%pt程度の引下げとなったが、このうち0.3%pt程度相当は、令和７年度後半の伸びが想定を下回り、令和８年度のスタート地点が低下したことによるもので、引下げの大宗を占めている。

消費者物価（総合）は、令和８年度に2.2%程度上昇すると見込んでいる。昨年末に実施されたガソリン税の旧暫定税率の廃止や、本年３月以降の燃料油価格補助（緊急的激変緩和措置）、7～9月の電気・ガス料金負担軽減支援といったエネルギー価格抑制策等の効果が見込まれるものの、原油価格上昇の影響が徐々に波及すると見込まれる。そのため、令和８年度政府経済見通しで示した1.9%程度から0.3%pt程度の引上げとなった。

令和９年度の経済の姿

令和８年度年央試算では、令和９年度の実質GDP成長率を1.1%程度、名目GDP成長率を3.9%程度と見込んでいる。

実質GDP成長率の内訳をみると、内需寄与度は＋1.3%pt程度、外需寄与度は▲0.3%pt程度と、令和8年度に続き内需が成長をけん引する姿となっている。内需については、実質賃金上昇率が1.0%程度まで高まる下で個人消費は1.0%程度の増加が続くとともに、政府による危機管理投資・成長投資促進策が強化される中で、設備投資の伸びは令和８年度よりも高まると

見込まれる。外需については、世界経済が成長していく中で、輸出の増加基調が続く一方で、内需の拡大や原油輸入量の回復により、令和8年度よりも輸入の伸びが高まることで、全体でみれば実質GDP成長率に対して押下げに寄与するとみられる。

消費者物価（総合）は、中東情勢の影響による押上げが年度後半にかけて概ね一巡し、エネルギー・食料品価格の上昇が落ち着いていく一方、それ以外の基調的な物価が緩やかに高まっていく下で、2.1％程度の上昇を見込んでいる。

なお、令和9年度の経済見通しについて、政府としての公式な見解は、今後の令和9年度の予算編成の中で決定される政策対応等を踏まえ、年末の政府経済見通しで正式に示されることとなる。

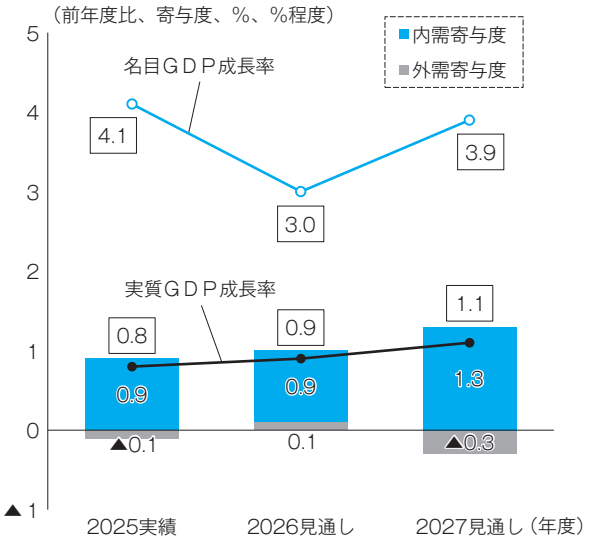
おわりに

令和8年度年央試算においては、賃上げによる所得増や各種政策効果の下支えもあり、令和8年度、令和9年度ともに、内需がけん引する成長を見込んでいる。

ただし、中東情勢の影響を引き続き注視する必要があることに加え、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には十分注意する必要がある。

髙野 奏汰（たかの そうた）

図表１　経済成長の内訳



図表２　主要経済指標の見通し

（前年度比、%、%程度）

	2025年度 実績	2026年度 見通し	2027年度 見通し
実質GDP	0.8	0.9	1.1
個人消費	1.3	0.9	1.0
設備投資	2.0	2.3	2.6
内需寄与度	0.9	0.9	1.3
外需寄与度	▲0.1	0.1	▲0.3
名目GDP	4.1	3.0	3.9
消費者物価（総合）	2.6	2.2	2.1
完全失業率	2.6	2.6	2.5

※本稿で紹介している数字は2026年７月30日時点のものである点に留意。

経済財政政策部局の動き

対日直接投資の現状とその促進に向けた取組

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付
参事官（企画担当）付
池田 匠

はじめに

対日直接投資は、海外の優れた経営ノウハウ、技術、人材等を呼び込み、イノベーションの創出を通じて、我が国経済の持続的成長に寄与することが期待され、投資促進に向けた様々な施策が推進されてきた。

以下、本稿では、対日直接投資の現状、推進体制と政府目標、具体的取組について概説する。

対日直接投資の現状

我が国の対日直接投資残高は着実に増加しており、近年はその伸長に加速傾向もみられる。財務省・日本銀行が公表する本邦対外資産負債残高によると、2025年末の対日直接投資残高は約58.6兆円であり、2015年末の約24.8兆円から10年間で2倍以上に増えている。

従来、日本へ投資するメリットとしては、人口約1億2000万人の国内市場、高度な国内産業基盤、政策面の安定性、社会・生活面の安全性等が認知されていたが、近年は、地政学的な安定性を評価する声や、製造生産コストの面でも他国に比較して不利がなくなってきたとの意見も聴かれている。A.T.カーニー社の「対外海外直接投資信頼度指数ランキング2026」においても我が国は、技術革新の強みと優先分野を明確にした投資誘致策により、アジア全体で第1位、全世界で第3位の評価を受けている[1]。

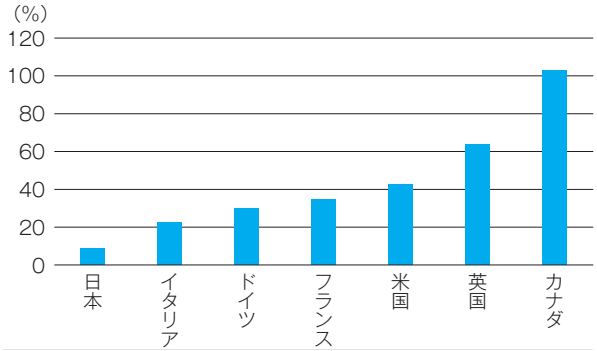
一方、我が国の対内直接投資残高の対GDP比は国際的に見ると依然として低く、他の主要国と比べて最下位の水準にとどまっている。

図表１　我が国の対日直接投資残高の推移

暦年	対日直接投資残高
2015	約24.8兆円
2018	約30.7兆円
2022	約46.2兆円
2025	約58.6兆円

（出典：財務省・日本銀行「本邦対外資産負債残高」に基づき内閣府作成）

図表２　主要国（G7各国）の対内直接投資残高の対GDP比（2025年末時点）



（出典：日本における対内直接投資の対GDP比は、財務省・日本銀行「本邦対外資産負債残高」に基づき作成。日本以外の主要国における対内直接投資の対GDP比は、OECD「OECD Data Explorer」に基づき作成。）

対日直接投資の推進体制と政府目標

政府は、対日直接投資を推進するため、対日直接投資推進会議を設置している。内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が主宰し、関係大臣を構成員とする同会議は、アドバイザーとして参画する外国企業経営者等から直接意見を聴取するなど、投資案件の発掘・誘致活動の司令塔機能を担っている。これまで対日直接投資の促進に係る文書を累次にわたって決定しており、その中で対日直接投資残高に係る目標を定めてきた。

現在の目標は、「対日直接投資促進プログラム2025」（2025年6月2日同会議決定。以下、「プログラム2025」という。）において定めた「2030年に120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円」である。

投資促進に向けた具体的取組

政府は、本年7月2日に「対日直接投資促進プログラム（2026）」（以下、「プログラム（2026）」という。）をとりまとめた。プログラム（2026）は、今夏策定された「日本成長戦略」や「地域未来戦略」が生み出す市場機会を捉えて、強い日本経済の実現や地域経済の

1　The 2026 Kearney FDI Confidence Index®: World recalibrating

活性化に資する対日直接投資を促進することを目指している。

具体的には、プログラム2025から引き継いだ以下の5つの分野において施策を進めることとしている。

1. 新規投資・二次投資の促進

今般、「強い経済」の構築に向けた「日本成長戦略」が策定され、17の戦略分野が示されたことを踏まえ、対日直接投資における戦略分野をAI・半導体、量子、合成生物学・バイオ、資源・エネルギー安全保障・GX、創薬・先端医療、情報通信などに拡大し、投資の誘致・促進を図ることとした。また、「地域未来戦略」の下、各地で進む特定産業のクラスターの形成を踏まえて対日直接投資の誘致を進めるため、「地域未来交付金」も活用して地方自治体の取組を支援する。

今年度の税制改正大綱において、投資促進の税制優遇措置が整備されたことも、外国企業による拠点設立や事業拡大の後押しに寄与すると期待される。

2. 投資環境の整備

世界30都市に設置されたJETROのスタートアップ向け相談窓口において、起業家に対するメンタリング等の支援を行うことなどにより、外国企業・投資家と連携するスタートアップ・エコシステムの構築に取り組む。

また、海外スタートアップの日本進出の促進、海外ベンチャーキャピタルの投資誘致促進について、政府系ファンドから海外ベンチャーキャピタル（VC）ファンドに対するLP（Limited Partner：有限責任組合員）出資を拡大することで、海外VCとのネットワークの強化や、我が国のスタートアップへの投資促進を図る。

加えて、外国投資家の外国組合員に対する課税の特例の要件が見直された[2]ことに伴い、海外からの投資に係る障壁が下がることにより、海外LPが国内無限責任組合員を通じたスタートアップへの投資を促す。

3. ビジネス・生活環境の整備

我が国のビジネス環境の改善に係る施策を引き続き進めるとともに、出入国在留管理手続のDX化による審査の迅速化を推進する。対内直接投資審査制度について透明性及び投資家の予見可能性を確保することで、健全な対内直接投資の一層の促進を図る。我が国に在留する外国人が日本社会に円滑に適応できるよう、日本語や日本の制度・ルール等の学習プログラムの創設を検討する。

4. 高度人材の確保

人材確保の問題に対応するため、日本企業による海外人材を対象としたインターンシップの実施や、J-Findの活用などを通じて、高度外国人材の確保を進める。また、新たにアルムナイネットワークも活用しながら、引き続き優秀な留学生の受入れを拡大するとともに、日本での就職を支援する。日本人の英語教育の強化や職業人材の育成・活躍を支援にも取り組む。

5. 広報・プロモーション活動の強化

対日直接投資の優先産業分野や各地方の強みと特色を踏まえ、外国企業・投資家等に対し、投資機会やメリットの積極的な広報・プロモーションを行う。また、外国企業の対日直接投資の関心や困難について調査を行い、今後の政策形成に活かしていく予定である。

結語

対日直接投資の拡大に「即効薬・特効薬」はない。

外国企業が改善を希望する事項や、近年指摘の多い人材確保について引き続き手当てを進め、関係府省庁が一体となって関連施策を総動員し、粘り強く対日直接投資の拡大に取り組んでいくことが重要である。

今後も関係者から制度・支援施策等に関するニーズのヒアリングを継続し、そのプロセスを通じて新たな課題を抽出して必要な見直し・充実を行うことで、対日直接投資の増加につなげていく。

池田 匠（いけだ たくみ）

2 投資組合契約を締結している組合員である非居住者又は外国法人について、投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行う者が有する一定の恒久的施設帰属所得について所得税を課さない特例に関して、令和8年度税制改正により、以下の要件の見直しが行われた。
（1）持分割合要件
ファンドに対する持分割合の上限を「25%未満」から「50%未満」（ただし、ファンドが諮問委員会を設置している場合に限る）に引き上げ。
（2）業務執行行為要件
GPの利益相反行為（自己取引等を除く）に対してLPが承認等を行うことを税法上の「業務執行行為」から除外。
（3）他のPE帰属所得を有さないことの要件
「この投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行っていないとした場合には、恒久的施設（PE）帰属所得を有しないこととなること」という要件を撤廃。

経済財政政策部局の動き

2026年OECD閣僚理事会の概要について

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付
参事官（国際経済担当）付
大門 優香

はじめに

わが国を取り巻く国際秩序が変化する中、内閣府は国際機関が主催する会議への参加や二国間会議の開催を通じて、日本経済の動向や経済政策等を海外に発信し、関係国との意見交換を通じて国際経済関係の強化に重要な役割を果たしている。本稿ではこうした機会の一環として今年度のOECD閣僚理事会における主要論点と日本の発信内容等について紹介する。

2026年OECD閣僚理事会の概要

OECD閣僚理事会は年に1回フランス・パリの本部にて開催される最高意思決定機関であり、加盟国閣僚が経済政策上の重要課題を議論する会議である。本年は6月2日（火）から4日（木）にかけて開催され、議長国であるフィンランドを筆頭に、OECD加盟国の他、加盟候補国や国際機関の代表者が参加した。わが国からは例年、経済財政担当大臣を始め、関係省庁の政務が出席している。

本年の全体のテーマは“Getting Industrial Policies Right for Open Markets, Growth and Prosperity”（開かれた市場、成長、繁栄のための適切な産業政策の実現）であり、6つのセッションテーマのもとで盛んに議論された。

日本からの発信と各国との議論

本年、我が国からは岩田和親内閣副大臣、堀井巌外務副大臣、井野俊郎経済産業副大臣が出席した。

岩田副大臣は“Balancing the Goals and Impacts of Industrial Policy”（産業政策の目標とインパクトのバランス）のセッションに参加し、高市内閣が推進する「責任ある積極財政」への政策転換及び日本成長戦略における「17の戦略分野」への投資強化、戦略的な財政運営について発言した。当セッションでは、競争力の確保と経済安全保障といった政策目標の間に存在するバランス及びトレードオフについて意見交換が行われるとともに、各国の政策事例の共有と政府間の緊密な連携の重要性が確認された。

図表1　OECD加盟国　国旗前にて（岩田副大臣）



議長声明の公表

本会合の成果文書として、議長が会議の議論を要約した議長声明が発出された。

声明では、適切な産業政策の実施に向けた透明性あるルールの整備と、国際協調におけるOECDの役割が強調された。また、岩田副大臣が出席したセッションの議論を踏まえ、以下の内容が盛り込まれた。

産業政策のアプローチには、中小企業向けのイノベーション支援、規制枠組み、教育・スキルへの投資、インフラ整備等が含まれ、OECDのエビデンスに基づく分析がその効果的な実施を支援している。またOECDは、産業政策フレームワークやデータセットを通じて、各国の産業変革政策の設計とベンチマーク設定を後押ししている。

おわりに

内閣府国際経済担当は、OECD経済総局のわが国政府のおけるとりまとめを担い、閣僚理事会への随行だけでなく、事務方の会合である経済政策委員会や経済開発検討委員会の活動にも参画している。これらの国際会議は日本の経済政策を国際社会へ発信する機会及び各国との経済政策に関する意見交換の機会となっている。本稿がこうした国際連携の強化に向けた活動の一端をお伝えするものとなれば幸いである。

（参考文献）

外務省，2026年OECD閣僚理事会（結果概要）https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/pagew_000001_00005.html
（議長声明についても掲載あり，101039925.pdf）

大門 優香（だいもん ゆうか）

最近のESRI研究成果より

景気動向指数の改善に向けて

内閣府経済社会総合研究所景気統計部
部長補佐
高瀬 由希子

1. はじめに

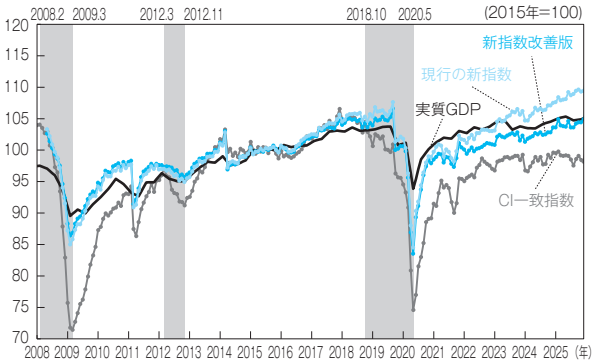
内閣府では、生産、雇用など様々な経済活動での重要かつ景気に敏感に反応する指標の動きを統合することによって、景気の現状把握及び将来予測に資することを目的に、景気動向指数を作成・公表している。また、本指数は、景気の転換点を示す景気基準日付（景気の山・谷）の判定にも用いられている。本指数には、コンポジット・インデックス（CI）とディフュージョン・インデックス（DI）があり、CIは構成する指標の動きを合成することで景気変動の大きさやテンポ（量感）を、DIは構成する指標のうち、改善している指標の割合を算出することで景気の各経済部門への波及の度合い（波及度）を測定することを主な目的としている。なお、景気転換点の判定にはヒストリカルDI（HDI。詳細は後述）を用いている。

公表開始当初からこうした基本的な枠組みは変わっていないものの、経済状況の変化等に応じて、構成指標の入替えをはじめとした見直しは行ってきており、これまで最も大きなものは、景気変動の大きさや量感の把握の重要性が増したことを背景に、2008年4月分以降、DI中心からCI中心の公表形態に移行したことであった。その後さらに、サービス産業化、グローバル化の進展といった経済構造変化を背景に、2020年7月の景気動向指数研究会[1]において、景気動向をより的確に捉えられるよう、指数及び景気基準日付の判定方法の見直しについて検討が必要、との意見が提起され、これに応えるべく、「景気を把握する新しい指数（一致指数）」（以下「新指数」）を試作版として開発し、2022年8月から、参考指標として公表を開始した。現行指数の作成の基本的な考え方は、経済の「共通的な変動」から景気の変動を捉えようとするものであり、また構成指標としては製造業に係る指標が多い一方、新指数では、経済全体の「総体量」の変動を捉えるという考え方に基づき、財・サービスをバランスよく包含し、生産・分配・支出の三面の動きを統合した指数としたことが特徴である。新指数の公表にあたっては、データ蓄積を踏まえたパフォーマンス検証のうえで、必要に応じた改良を行うこととされたことを踏まえ、2024年度から検証を開始し、（1）新指数の改善に加え、（2）新たな景気基準日付の判定方法及び（3）新たな月次の基調判断について、有識者による検討会の議論も踏まえ、景気動向指数の課題に対する改善案を作成し、2026年7月の景気動向指数研究会に報告した。本稿では、その概要を紹介する。

2. 新指数の改善

新指数の精度を検証するにあたり、経済の総体量を現す代表的な指標である実質GDPと比較すると、2023年以降、動きに乖離が目立つようになってきた。この背景として、新指数の公表開始以降の日本経済の状況として物価が大きく上昇に転じたことが大きな要因と考えられ、新指数を構成する17指標のうち名目値である5指標について実質化を行った。併せて、景気を捉える指標としてより適切なものとなるよう、営業利益から純粋持ち株会社を控除する、実質サービス輸出からインバウンドを除くといった概念調整等も行うなどにより、指数の精緻化を図り[2]、その結果、実質GDPと整合性が高まる動きとなったことが確認できた。

図1　新指数、新指数改善版、現行CI、実質GDPの比較



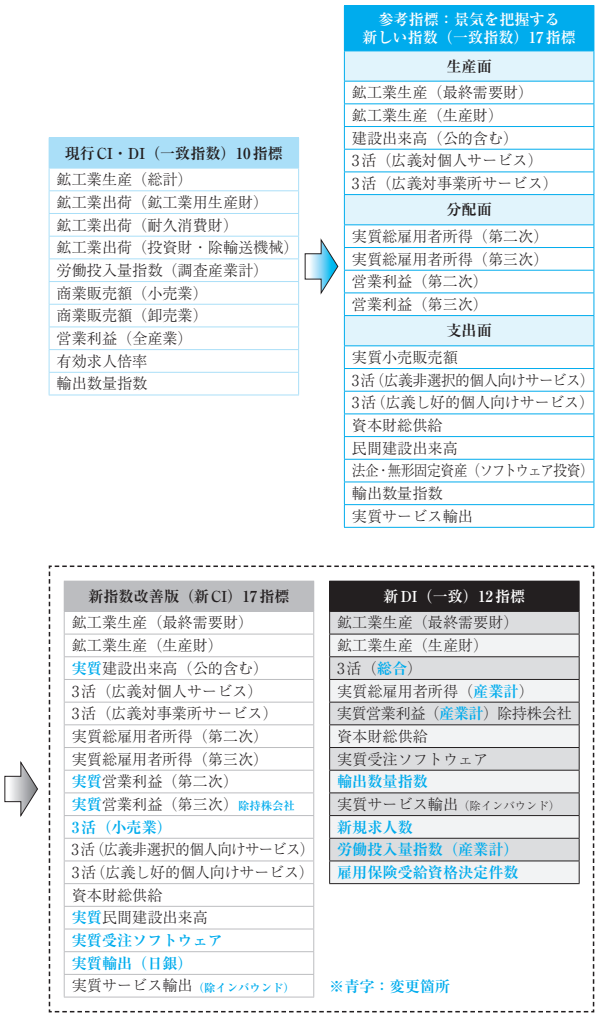
（備考）内閣府「景気動向指数」、「景気を把握する新しい指数（一致指数）」、「国民経済計算」により作成。
シャドー箇所は景気後退局面。実質GDPは四半期値であり、各四半期値＝同四半期中央月（2、5、8、11月）の値として、中央月の間を線形補完して、月次分割している。

次に、新指数はCIタイプの指標として作成し、現行指

1　景気動向指数研究会は、幅広い観点から景気転換点の設定や景気動向指数のパフォーマンス等について議論を行うための経済社会総合研究所長の有識者会議。
2　精緻化の検討の詳細については、音田（2025）を参照されたい。

数ではCIとあわせて公表しているDIは作成していなかったが、新指数改善版では、CI（新CI）に加え、DIの整備（新DI（一致指数））も併せて検討した。現行指数では、CIとDIの構成指標を共通としてきたが、今回、CIは量的な変化、DIは波及度の測定というそれぞれの目的に応じて構成指標を検討することとした。具体的には、新CIは、構成指標にサービス分野も内包されたことで景気感応度が薄れる面もあったことに鑑み、新DIでは、新CIの構成指標を踏まえつつ、波及度を把握する観点から景気感応度を重視して構成指標を選定することとした。

図2-1　現行指数、新指数、新指数改善版の構成指標の比較



（備考）「3活」は「第3次産業活動指数」を指す。

例えば、建設出来高について、建設工事費額（着工相当額）を一定の仮定に基づき出来高展開して作成している比較的加工度が高い指標であり、検証の結果も景気感応度が低いことが示唆されたため、新DIには含めないこととした。また、現行CIや米国型CI（NBER[3]の見解）を踏まえて、雇用分野の指標として、新規求人数、労働投入量、雇用保険受給資格決定件数の3指標を追加し、計12指標から構成することとした。さらに、新CIでは、各指標にウェイトを付与し生産・分配・支出の三面から指標を構成していることと、総体量の動きの背景もある程度観察できるようにという目的もあり、実質総雇用者所得や営業利益について二次、三次産業を分割したり、第3次産業活動指数について複数の内訳系列を構成指標とするなどしているが、新DIではウェイト付けは行わず、産業計に集約するなどした。

また、先行・遅行指数についても検討を行った。新CIと同様の概念で、それぞれ総体量を構築するのは困難なため、CIタイプは作成せず、新先行DI及び新遅行DIのみ作成することとした。構成指標としては、現行の指標群をベースとして、一致指数に対する先行性・遅行性のパフォーマンスを検証し、経済構造の変化を踏まえて入替え・新規採用候補となる指標を検討した。先行指数については、新規求人数（除学卒）はタイミングが一致であったことから一致指数で使用することとし、新たに景気ウォッチャー調査・先行き判断DIを追加、新設住宅着工床面積は人口減少下で下方トレンドがみられることを踏まえより広い概念の指標に変更、マネーストック（M2）は新型コロナウィルス感染症対策に係る融資により急増し、その後は減少といった傾向が目立つことから貸出金設備資金に変更することとした。

図2-2　新DI先行指数の構成指標案

	現行	変更後
1	最終需要財在庫率指数（逆サイクル）	同左
2	鉱工業用生産財在庫率指数（逆サイクル）	同左
3	新規求人数（除学卒）	景気ウォッチャー調査・先行き判断DI
4	実質機械受注（製造業）	同左
5	新設住宅着工床面積	民間建築着工床面積
6	消費者態度指数	同左
7	日経商品指数（42種）	同左
8	マネーストック（M2）（前年同月比）	貸出金設備資金（前年同月比）（ストック）
9	東証株価指数	同左
10	投資環境指数（製造業）	同左
11	中小企業売上げ見通しDI	同左

遅行指数については、このところの物価上昇を踏まえ、名目値である法人税収入及びきまって支給する給

3　全米経済研究所（NBER：National Bureau of Economic Research）

与（製造業）について実質化した。また、第3次産業活動指数（対事業所サービス業）については遅行性がより明らかなリース契約取扱件数に変更、家計消費支出については一致指数で消費関連を多く採用していることもあり、除外することとした。

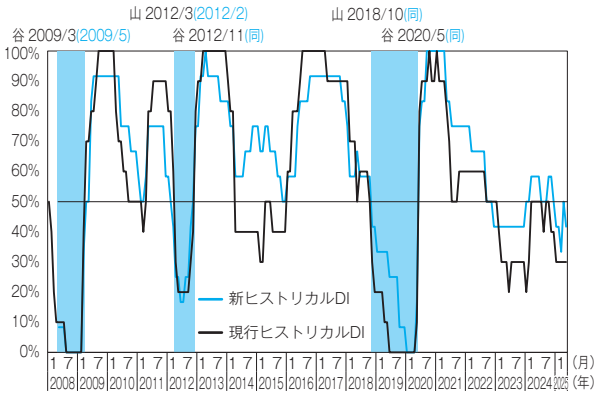
図2-3　新DI遅行指数の構成指標案

	現行	変更後
1	第3次産業活動指数（対事業所サービス業）	リース契約取扱件数・季調値
2	常用雇用指数（調査産業計）（前年同月比）	同左
3	実質法人企業設備投資（全産業）	同左
4	家計消費支出（勤労者世帯）（前年同月比）	削除
5	法人税収入	実質法人税収入
6	完全失業率（逆サイクル）	同左
7	きまって支給する給与（製造業、名目）	きまって支給する給与（製造業、実質）
8	消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）（前年同月比）	同左 ※米国型コアも候補となりうる
9	最終需要財在庫指数	同左

3. 新たな景気基準日付の判定方法

景気基準日付（景気の山・谷）の判定については、従来、HDIと一致CIを用いて行っている。HDIとは、構成指標に移動平均を施しつつ一定条件を加味して山・谷を設定し、谷から山に至る期間は上昇（＋）、山から谷に至る期間は下降（－）として、DIを算出したものである。景気の山・谷の候補は、HDIで設定し（構成指標の過半数の変化方向が転換する時点）、①波及度（HDIの水準で確認）、②量的な変化（一致CIの上昇・下降率で確認）、③拡張・後退期間の長さについて条件[4]を満たすかを確認して、日付が決定される。今回の見直しでは、こうした現行の方法の基本的な考え方は維持しつつ、現行指数ではHDIの構成指標は一致CIと同一であるのに対し、見直し後のHDI（新HDI）では、波及度を測る観点から、新DI（一致）と同一の12指標で構成することとした。このうえで、統計として接続可能性を確保する観点から、現行HDIと新HDIを比較して検証した。その結果、両HDIの推移において2014年～15年など一部動きが異なる部分はある一方、過去の転換点をみると、最大で2か月のずれと、概ね同様の結果となり、上記①～③の条件についても満たすといえることを確認した。

図3　現行HDI・新HDIの推移



（備考）シャドー箇所は景気後退局面。
グラフ上の年月は、黒字が公表されている景気基準日付、青字が新指数を用いた景気基準日付。過去の現行ヒストリカルDIの値は、景気の山・谷を確定した当時のデータに基づく値である。直近のデータによる暫定的な試算であり、今後のデータの蓄積に伴い変更される可能性がある。

4. 新たな月次の基調判断（機械的判断）

上記3. に示した景気基準日付の判定については、データの蓄積を待ち事後的な検証を経るため一定の期間を要することもあって、現行指数では、毎月の公表時に、暫定的な景気の基調判断を示している。具体的には、当月の一致CIの前月差を、あらかじめ設定した「基調判断の基準」に機械的にあてはめ、拡張局面として「改善」及び「足踏み」、後退局面として「悪化」及び「下げ止まり」、拡張局面又は後退局面に移行する際に通過する「局面変化（上方及び下方）」の5段階で表現している。なお、基準については、当月の一致CIの前月差が一時的な要因に左右されることもあり必ずしも安定しないため、3か月後方移動平均と7か月後方移動平均の前月差を中心に用い、当月の変化方向（前月差の符号）も踏まえたものとしている。

今回の見直しにあたっては、現行の基準を基本的に維持しつつ、景気基準日付の判定を簡易的に再現できることを念頭におき、新DIを基準にあてはめて方向感を捉えたうえで（なお、傾向を捉えやすい累積DI[5]を用いることとした）、一般に比較的関心が高いと思われる後退局面を中心に新CIの前月差を用いた量的な観点を加味することとした。

4　具体的には、①後退・拡張への変化が大半の指標に波及しているか、②CI一致指数の後退局面の下降率・拡張局面の上昇率が過去の後退・拡張局面と同等以上か、③一局面（山～谷/谷～山）が5か月以上、一循環（谷～山～谷/山～谷～山）が15か月以上継続したか。
5　月次のDIの値から50を引いた月々の値を累積したもの。

表４　新たな基調判断の基準案（青字が変更点）

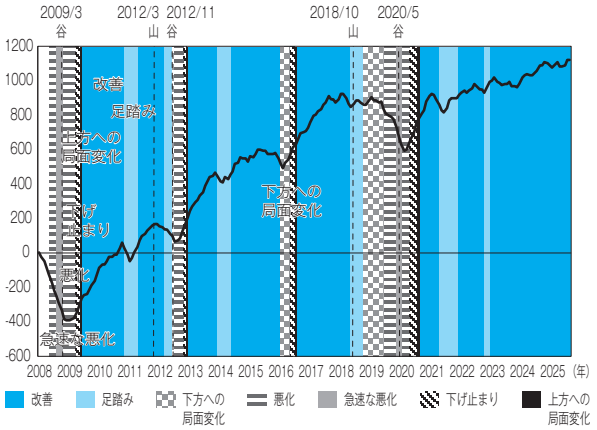
基調判断		定義	基準
①改善		景気拡張の可能性が高いことを示す	・原則として3か月以上連続して、3か月後方移動平均が上昇 ・当月の前月差の符号がプラス
②足踏み		景気拡張の動きが足踏み状態になっている可能性が高いことを示す	・3か月後方移動平均（前月差）の符号がマイナスに変化し、マイナス幅（3か月までの累積）が1標準偏差分以上 ・当月の前月差の符号がマイナス
③局面変化	上方への局面変化	事後的に判定される景気の谷が、それ以前の数か月にあった可能性が高いことを示す	・7か月後方移動平均（前月差）の符号がプラスに変化し、プラス幅（3か月までの累積）が1標準偏差分以上 ・当月の前月差の符号がプラス
	下方への局面変化	事後的に判定される景気の山が、それ以前の数か月にあった可能性が高いことを示す	・7か月後方移動平均（前月差）の符号がマイナスに変化し、マイナス幅（3か月までの累積）が1標準偏差分以上 ・当月の前月差の符号がマイナス
④悪化		景気後退の可能性が高いことを示す	・原則として3か月以上連続して、3か月後方移動平均が下降 ・当月の前月差の符号がマイナス
⑤下げ止まり		景気後退の動きが下げ止まっている可能性が高いことを示す	・3か月後方移動平均（前月差）の符号がプラスに変化し、プラス幅（3か月までの累積）が1標準偏差分以上 ・当月の前月差の符号がプラス

・上記①～⑤に該当しない場合は、前月の基調判断を踏襲する。
1．累積DIの動きを上表にあてはめる（感応度の観点）。
2．上記1．で判定された基調判断について、以下の基準を反映する（量的な観点を加味）。
・④「悪化」に該当し、CIが上記の「下方への局面変化」を経て下降していない場合は、前月の判断を踏襲する。
・④「悪化」に該当し、CIの当月の前月差のマイナス幅が１標準偏差以上の場合は、判断を「急速な悪化」とする。
・④「悪化」以外に該当し、CIの当月の前月差のマイナス幅が２標準偏差以上の場合は、判断を１段階引き下げる。

注1）「①改善」または「②足踏み」から、「④悪化」または「⑤下げ止まり」に移行する場合は、「③下方への局面変化」を経る。
「④悪化」または「⑤下げ止まり」から、「①改善」または「②足踏み」に移行する場合は、「③上方への局面変化」を経る。
注2）「①改善」または「②足踏み」となった後に「③上方への局面変化」の基準を満たした場合、及び、「④悪化」または「⑤下げ止まり」となった後に「③下方への局面変化」の基準を満たした場合、「③局面変化」は適用しない。
注3）特記すべき事項があれば、基調判断に付記する。
注4）定義の欄の「景気拡張」及び「景気後退」については、すべて暫定的なものとする。
注5）正式な景気循環（景気基準日付）については、CI、ヒストリカルDIに基づき、景気動向指数研究会での議論を踏まえて設定するものである。

具体的には、新累積DIによる判断が「悪化」を示した場合、新CIを現行基準に当てはめた結果が「下方への局面変化」を経ているかを確認することとした。上記のとおり、景気基準日付の判定においては量的な変化も要件としているが、「下方への局面変化」を経ていないということは、すなわち量的な観点からは後退局面が示唆されないということであり、この場合、前月の判断を据え置く。「下方への局面変化」を経ている場合には「悪化」とし、さらに、新CIの低下幅が1標準偏差以上ならば「急速な悪化」という判断を新たに設けてよりきめ細かく見ることが出来るようにした。また、新累積DIで悪化が示唆されない場合であっても、新CIの変化幅が2標準偏差以上に大幅に低下している場合には、判断を一段階引き下げることによって、迅速な月次判断ができるようにした。2008年5月からの前月差を上記の基準に当てはめると、図5のとおりとなっており、新HDI・新CIの示す拡張・後退局面が概ね再現されている。

図５　新累積DIと新CIを用いた月次の基調判断の推移



（備考）上図における各月の基調判断は2026年４月分時点の各指数に基づくもの。折れ線グラフは新累積DI一致指数。
データを用いて判定可能な期間について基調判断を示している。
新累積DIは、新DIの数値から50を引いた数値を累積したもの（「前月の新累積DI」＋（「当月の新DI」－ 50））。
起点は2008年５月。

5．今後の対応

上記の改善案について、2026年7月の景気動向指数研究会に報告し、その結果、新指数について、2027年4月分の公表以降、改善案（新CI一致指数・新DI一致指数）に切り替えて、参考指標として公表を開始し、これらに基づく新しい月次の基調判断についても、あわせて参考公表を開始することとなった。また、新CI及び新DIに基づく景気基準日付の判定方法については、早ければ、次の景気の山の暫定設定の際、従来の判定方法による場合と大きなかい離が生じないかを確認した上で採用すること（なお、次の景気の山の暫定設定自体は、現行指数で行う）、その際、新CI一致指数等を正式系列へ切り替えることとなった。

この他、同研究会では、委員から、新先行DIの採用系列について、コロナ期の影響を脱した後にはマネーストックの再度採用を検討してもよいのではないか、基調判断の基準は拡張、後退局面で対称的にする方が望ましいのではないかなどをはじめとした指摘もあった。今後の参考指標としての公表、さらには正式系列への切り替えに向けて、引き続き検討を進めていくこととしたい。

参考文献

音田裕次郎「景気を把握する新しい指数（一致指数）」の精度の検証と諸課題の検討」『ESRI Research Note』，2025年６月，No.92

高瀬 由希子（たかせ ゆきこ）

最近のESRI研究成果より

SNAの枠組みにおける家計の富の分布の計測

内閣府経済社会総合研究所
研究官
本橋 直樹

はじめに

SNA（国民経済計算）の枠組みと整合的な形で、家計の富の分布をいかに捉えるか。本稿では、ESRI Research Noteとして刊行した本橋他（2026）の概要を紹介する（以下「本研究」という。）。本研究は、SNAの枠組みと整合的な家計の富の分布について、国際的に合意された方法論に沿って推計した初の試みである。

近年、ウェルビーイングの観測の観点からも家計の富の分布情報に対する関心が高まっている。一方、家計に関するミクロ統計は調査設計や定義の違いから、単純な国際比較が難しいという課題がある。このため、包括的な記録体系であるSNAと整合的な国際的に共有された計測方法を基に、ミクロの情報を用いて家計を属性別に集計した、いわゆる「セミマクロ」の統計の充実が、国際的な関心事項となってきた。

こうした中、OECDでは家計の富の分布に関する専門家会合（EG-DHW：Expert Group on Distributional Household Wealth）において、富の分布の計測の方法論について議論が進められており、IMFが主導する最新の統計整備に関するイニシアティブ（DGI-3）では、所得・消費（フロー）とともに、富（ストック）に係る家計の分布データの提供がG20各国に要請されている。また、2025年3月に採択されたSNAの最新の基準となる2025SNAでは、家計の物質的なウェルビーイングを示す重要な指標として、家計の所得・消費・富の分布に関する勘定表の作成が勧告されている。

方法論・データ

SNAの枠組みにおける家計の富の分布の推計では、OECDの専門家会合（EG-DHW）で整理された国際的な方法論に基づき、図表1のようにミクロ統計とSNAの一国合計値を整合的に結び付ける段階的アプローチが推奨されている。本研究では、この方法論に沿って、『国民経済計算』や『全国家計構造調査』（2019年）の調査票情報等を用い、2019年の家計の純資産（金融資産、金融負債、非金融資産（住宅・土地資産））の分布を推計した。推計結果は純資産5分位別及び世帯規模を調整した等価純資産5分位別に集計している。

図表１　分布推計のための段階的アプローチ

Step1	一国合計値を調整
Step2	ミクロのデータ情報源から、SNAの該当項目に関連する項目を決定
Step3	欠落情報に係る補足的な計算、ミクロデータの一国合計値（調整後）への調整
Step4	ベンチマークされたミクロデータに基づく世帯の分類分け
Step5	世帯グループにおける関連指標の算出

推計結果・国際比較

推計結果として、図表2のとおり世帯当たり純資産で5分位に区切った階級別に各資産項目の値を確認する。純資産合計は第4分位から第5分位の高い階級で特に大きくなることが確認された。純資産の世帯全体の平均値は5,000万円程度であったが、最も高い第5分位では約1.6億円となる。

図表２　１世帯当たりの純資産結果

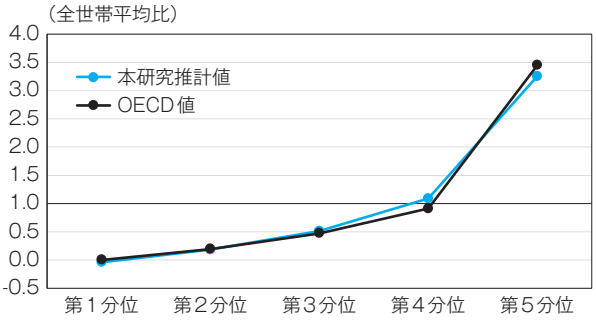
JSNA項目名（平均値、万円）	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
現金・預金	278.6	625.3	1,168.5	2,155.9	5,282.7
債務証券	11.1	1.8	6.6	43.9	309.0
貸出	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
持分・投資信託受益証券	13.6	23.0	81.6	275.9	1,815.3
保険・年金・定型保証	78.9	188.7	548.6	1,141.8	3,123.0
金融派生商品・雇用者ストックオプション（資産）	0.1	0.1	0.5	1.5	10.0
その他の金融資産	4.2	11.3	29.7	63.6	190.4
金融資産合計	**386.9**	**850.7**	**1,835.9**	**3,683.1**	**10,730.9**
借入	-1,098.6	-514.0	-555.2	-473.3	-534.9
金融派生商品・雇用者ストックオプション（負債）	-0.1	-0.1	-0.5	-1.7	-10.8
その他の金融負債	-47.2	-22.1	-23.9	-20.3	-23.0
金融負債合計	**-1,145.9**	**-536.2**	**-579.6**	**-495.3**	**-568.8**
住宅及び宅地	559.5	604.1	1,288.1	2,235.7	6,037.4
非金融資産合計	**559.5**	**604.1**	**1,288.1**	**2,235.7**	**6,037.4**
純資産合計	**-199.5**	**918.6**	**2,544.4**	**5,423.4**	**16,199.5**

第1分位において金融資産合計ではプラスであるが、借入が金融資産の倍以上となり、結果、純資産はマイナスとなる。金融資産の内訳についてみると、第1分位は現金・預金の金額が最も大きく金融資産全体の7割以上を占める。分位が上がるにつれて、現金・預金の金融資産に占める割合は低下し、第5分位になるとその割合は50％程度となる。資産階級分位が高いほど持分・投資信託受益証券が金融資産に占める割合が高まり、第1分位ではわずか4％程度であるのに対し、

第5分位は17%程度となる。金融負債について確認すると、第1分位の借入平均は大きく、他の階級の平均は第1分位の半分程度にとどまる。実物資産では、第5分位は第1分位の10倍以上の資産を保有していることが確認できる。

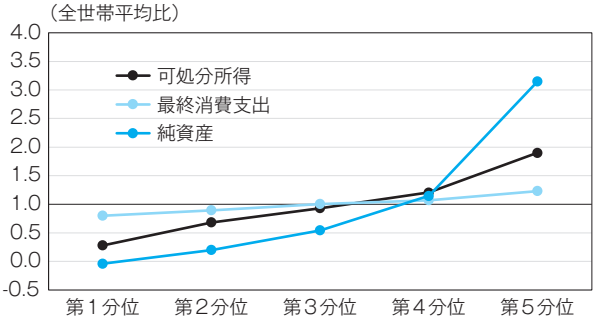
次に国際比較を行う。5分位別にみた1世帯当たりの純資産の推計値について、全世帯平均に対する比を求め、Chan and Dalpozzo（2025）で取りまとめられているOECDのデータ中央値（以下「OECD値」という。）と比較する。両者には集計時期や推計対象に違いがある点には留意が必要だが、図表3に示すように、本研究の推計値とOECD値では、ともに第5分位で純資産が大幅に高くなる傾向が確認された。一方、第5分位の純資産の平均値に対する比率はOECD値と比べて低い水準にある。

図表3　OECD諸国との比較



最後に、フローの指標である所得や消費の分布と比較する。山崎他（2025）の等価可処分所得5分位別の可処分所得・最終消費支出と本研究で求めた等価純資産5分位別の純資産の分布を比較したものが図表4である。OECD値と同様、資産が最も不平等な分布となり、次いで所得、消費となっていることが確認できる。また、等価調整の有無などの違いには留意が必要であるが、OECD値と比較して最終消費支出の各分位間の格差は小さく、可処分所得と純資産における各分位間の差は概ね同程度となっていることも分かった。

図表4　可処分所得・最終消費支出・純資産の分布



おわりに

本研究では、家計の富の分布の計測に関し、国際的に合意された方法論に従い『全国家計構造調査』の調査票情報等を用いて推計した結果を示した。

最後に、家計の分布情報の推計について、さらに改良・拡充しうる点を述べる。第一に、追加的にミクロの情報を取り入れることが挙げられる。2025SNAで言及されているような、上位5%、1%、0.1%の層を含んで推計を行うには、悉皆的に所得の情報を含む行政記録情報等利用可能なデータを取り入れることが望ましいと考えられる。第二に、OECDのEG-DHWでは計測範囲の拡大に関する議論が続いている。例えば、実物資産について、個人企業が持つ機械設備などの非金融事業資産を範囲に含めることも検討の余地があるだろう。

こうした課題はあるものの、SNAの枠組みと整合的かつ国際的に合意された方法論に沿った形で我が国家計の富の分布の推計を行ったのは、筆者が知る限り本研究が初の試みである。今後も、家計の分布情報に関するデータがさらに改良・拡充されることにより、所得・消費に加えて富の分布を把握することで、家計の経済状況や資産格差の実態をより包括的に分析できるようになり、エビデンスに基づく政策立案への活用が期待される。

参考文献

本橋直樹・淺沼能克・前田佐恵子・多田洋介(2026)「SNAの枠組みにおける家計の富の分布の計測」, ESRI Research Note No.98

山崎朋宏・中川友希・前田佐恵子(2025)「SNAの枠組みにおける家計の所得・消費の分布の計測」, ESRI Research Note No.93.

Chan, P. and E. Dalpozzo(2025), "Distribution of household wealth in line with national accounts: Methodology and results from the 2025 experimental data collection," OECD Statistics Working Papers, No. 2025/04.

本橋 直樹（もとはし なおき）

最近のESRI-政策フォーラムより

第95回ESRI-政策フォーラム「ICTを活用した児童生徒の能力向上に向けて」

（令和8年3月25日開催）

内閣府経済社会総合研究所総務部総務課
榛澤 樹希

近年、デジタル化が一層進展する中、学校教育の内容も変化しており、2019年から開始されたGIGAスクール構想により一人一台の端末環境が実現してきた。本フォーラムでは、今後、端末を活用したICT教育をどのように行えば、より効果的に児童生徒の能力向上に結びつけていくことができるか、議論が行われた。以下、その概要を紹介する。

冒頭説明

〇竹内 英　内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官

従来、日本においては、OECDのPISA2018などにおいて、ICT活用の遅れが見られた。このような状況を踏まえ、2019年に開始されたGIGAスクール構想により、児童生徒一人一台の端末環境が実現された。今後は、このような環境を活用しICT教育をどのように行えばより効果的かということが重要になってくる。

そこで、非認知スキルの重要性という側面からICT活用の効果を検証することとした。非認知スキルである自己効力感とやり抜く力は、学業や労働市場のパフォーマンスにおいて、重要な役割を果たすとされている。自己効力感が重要であるにもかかわらず、日本の児童生徒の自己効力感は国際的には低い面があるということが、OECDのPISAの調査結果で分かっている。ICT活用は、個別学習や協働的な学習、新しいスキルの習得を通じて、自己効力感ややり抜く力に役立つ可能性があると考えられる。

このため、ICT活用と自己効力感、やり抜く力との関係を実証的に分析することで、今後の政策立案や研究に貢献することを目的に研究を実施した。結果、学校のICT環境や授業におけるICT活用は、自己効力感、やり抜く力の習得向上と関係性を有すると考えられる結果になった。

また、この関係性は児童生徒の年齢やSES（Socio-economic Status 社会経済的背景）、性別等の属性によって異なる傾向が見られた。政策的な意味としては、属性の違いを考慮したICT活用が重要と考えられ、教育現場においては、上記を考慮しつつ、指導方法を工夫改善していくことも効果的だと考える。

GIGAスクール構想を通じたICT環境整備やそれに関する継続的な取組が、児童生徒の自己効力化、やり抜く力の習得向上に重要な意味を持つ可能性を示すエビデンスの一つが、今回の研究により得られたと言えるだろう。

パネリストからの説明

〇田中 隆一　東京大学社会科学研究所教授

まず、GIGAスクール構想における、一人一台端末というものが、時系列でどのように変化していったのかを紹介する。2019年までは、児童生徒一人当たり約0.3～0.4台といった実態であった。GIGAスクール構想実施後、2020～2021年度にかけて、一人一台端末が達成され、その結果、一人当たり約1.3～1.4台に増加した。多くの予算を使用し急速に施策が進展した背景としては、コロナ禍における休校やリモート授業の継続がある。こうした中、学力に対して一人一台端末が効果を持ちえたのか、実証的に分析した。

一人一台端末となった結果、小学校ではあまり変化が見られなかったが、中学校でははっきりと学力の変化が見られた。また、端末整備の効果は、教員側の指導力強化を通じて現れやすい。特に、「操作・情報活用」や「安全・倫理」（情報モラル）を教える力が影響していると考えられる。

つまり、教員側が、児童にどう教えるか、教員側のスキル向上が非常に重要となっている。小学校においては、学年や教科に応じ端末の使い方を詳細に段階的に設計していく必要があると考える。また、効果検証を端末更新サイクルの中に組み込み、次期配分の「学習」に繋げる必要もあると考える。

〇植阪 友理　東京大学大学院教育学研究科准教授

児童生徒たちの中には、時間をかけて一生懸命勉強しても覚えられなかったり、授業では理解したつもりでも家庭では分からなくなったり、そもそも授業についていけず学習意欲を失ったりするケースがある。こうした課題には、認知能力だけでなく、学び方や意欲、メタ認知などの非認知的側面も関係している。

次期学習指導要領では、知識の習得だけでなく「深い学び」や「自己調整学習」が重視され、学習の見通しを持ち、実行し、振り返る力を育てることが求められている。ICTはそのための有効な手段となり得る。例えば、授業前に自分の理解度を色分けして確認した

り、動画を活用して学習前後の変化を振り返ったりする実践例がある。

また、学んだ内容を自分の言葉で説明する活動は、深い理解やメタ認知の育成につながる。ICTを使った説明動画の作成などにより、自分の理解不足に気づき、改善する機会も生まれる。さらに、デジタル教科書と紙の教材を目的に応じて使い分けることも重要である。ICTを単なる道具としてではなく、子どもが主体的に学び、自己調整する力を育てるために活用していくことが重要である。

○矢口 岳人　埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課教育指導幹

埼玉県学力・学習状況調査は、児童生徒一人一人の学力や学習状況を把握し、教育政策や指導の改善につなげることを目的に、2015年度から実施されている。2024年度からは完全CBT（Computer Based Testing タブレット端末等を使用する試験方式）化され、約26万5千人を対象に、国語・算数・数学・英語の教科調査と学習意欲、学習方法及び生活習慣等に関する質問調査を行っている。本調査ではIRT（項目反応理論）[1]を活用し、同一児童生徒の小4から中3までの学力の伸びを継続的に把握できることに加え、非認知能力や学習方略も測定している。

これまでの分析から、主体的・対話的で深い学びが、自己効力感や自制心、勤勉性などの非認知能力や学習方略を高め、それを通じて学力向上につながることが明らかになった。また、学級経営の充実も深い学びや学力向上に影響している。さらに、CBT化により回答時間や見直し時間などのログ分析が可能となり、学習上の課題をより詳細に把握できるようになった。

県では調査結果を活用し、学力を伸ばしている教員の授業動画を共有するほか、学校向けのデータ帳票や研修を通じて指導改善を支援している。

また県内におけるICT活用の事例としては、図形学習での視覚的共有、授業の場面（問題提示、自力解決、学びあい等）に応じた計画的な活用、AIによる英語音読の分析、個々の学習状況に応じた課題設定など、各校が実態に応じた取組を進めており、学力・学習力・非認知能力の向上につなげている。

○内海 友子　創価大学国際教養学部准教授
内閣府経済社会総合研究所 客員研究員

冒頭説明について、研究実施者の立場から補足する。研究では、ICTの効果は児童生徒の年齢・性別・SESだけでなく、学校環境によっても異なることが示された。特に、①教員研修の実施回数、②教員間の協力関係、③学校の規律文化の3点に着目した分析では、研修回数が多い学校では数学のICT利用が自己効力感の向上につながる傾向がみられた。また、教員間の協力性が低い学校ではデジタル教科書の利用が自己効力感の向上に、学校規律に課題がある学校ではICT環境の充実が学力向上につながる傾向が確認された。これらから、ICTは学校環境によっては教員を補完し、児童生徒の能力向上に寄与する可能性がある。

一方で、ICT導入の有無や利用量だけでなく、児童生徒や学校の特性に応じて効果的な活用方法を検討することが重要である。今後は、ICTの整備状況だけでなく、授業で「どのように活用されているか」という質的な側面の研究が求められる。

パネルディスカッション

・植阪様

授業の振り返りは「楽しかった」ではなく、何が分かり、何が分からないのかを明確にすることが重要である。ICTを活用して良い振り返りを共有し、学び方を促すことが効果的である。また、予習段階で疑問やポイントを整理し、見通しを持って授業に臨むことで、理解を深め、将来的に主体的な学習につなげることができる。

・田中様

AIやICTの普及により、教師の役割はこれまでの知識伝達中心から、児童生徒が自ら知識を獲得する方法を教え、学びに伴走する役割へと変化していく。教師自身がICTの利点と限界を理解し、効果的な活用方法を示すことが、今後ますます重要になる。

・矢口様

AIを教育に活用することには、思考力を奪う懸念がある一方、使い方を工夫すれば有効な学習支援となる。例えば英語学習では、AIを会話練習の相手として活用することで、一人一人が繰り返し練習できる機会を増やせる。その上で、実際の人との会話につなげることで、AIを補助的なツールとして効果的に活用できる。

榛澤 樹希（はんざわ たつき）

1　正答・誤答が、問題の特性（難易度、測定精度）によるのか、児童生徒の学力によるのかを区別して分析し、児童生徒の学力スコアを推定するテスト理論（矢口指導幹ご説明資料から抜粋）。

令和８年１０月～１２月の統計公表予定

10月 5日（月） 消費動向調査（9月分）
10月 7日（水） 景気動向指数速報（8月分）
10月 8日（木） 景気ウォッチャー調査（9月調査）
10月15日（木） 機械受注統計調査（8月分）
10月26日（月） 景気動向指数改訂状況（8月分）
10月29日（木） 消費動向調査（10月分）
10月末 地方公共団体消費状況等調査
（2026年6月末時点現計予算額及び2026年1-3月期収入・支出済額）
11月 9日（月） 景気動向指数速報（9月分）
11月10日（火） 景気ウォッチャー調査（10月調査）
11月16日（月） 四半期別GDP速報
（2026年7-9月期（1次速報））
11月19日（木） 機械受注統計調査（9月分）
11月26日（木） 景気動向指数改訂状況（9月分）
12月 2日（水） 消費動向調査（11月分）
12月 7日（月） 景気動向指数速報（10月分）
12月 8日（火） 四半期別GDP速報
（2026年7-9月期（2次速報））
12月 8日（火） 景気ウォッチャー調査（11月調査）
12月10日（木） 法人企業景気予測調査
（四半期）（10-12月期）
12月16日（水） 機械受注統計調査（10月分）
12月中旬以降 国民経済計算年次推計
（2025年度フロー編、ストック編）

経済社会総合研究所の研究成果等公表実績（令和８年５月～令和８年９月）

【6月】
・ESRI Research Note No.99
日本のSTEM選択の男女差に関する動向と課題
小笠原恵那、野尻健太、矢ケ崎将之
【8月】
・ESRI Research Note No.100
「生きがい感」の特徴
－生活満足度との比較－
安藤令、西原照雅
・ESRI Research Note No.101
汚染調整済経済成長率等の精緻化に向けて
木滝秀彰、多田洋介
【9月】
・ESRI Discussion Paper No.407
賃金伸び率のばらつきの動向
神林龍、上野有子

経済社会総合研究所主催のシンポジウム・フォーラム開催実績（令和８年１０月）

第96回 ESRI- 政策フォーラム
「物価環境の変化と成長資本の蓄積（令和８年度経済財政白書から）」
開催日時 令和8年10月15日（木） 10:30～12:00
冒頭説明
直野 未悠 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当）付参事官補佐

パネルディスカッション
パネリスト
上田 晃三 早稲田大学政治経済学術院教授
滝澤 美帆 学習院大学経済学部教授
細野 薫 学習院大学経済学部教授
モデレーター
茂呂 賢吾 内閣府大臣官房審議官（経済財政分析担当）

○元・内閣府審議官前川守氏による連載「司令塔としての経済財政諮問会議」は、ESR No.52 17回で終了し、『経済財政諮問会議の理念と歩み』として刊行されました。

Economic & Social Research（ESR）について

Economic & Social Research（ESR）は、内閣府経済財政政策担当部局の施策、経済社会総合研究所の研究成果等に関する情報提供を行う小冊子です。
なお、本紙の掲載論文等は、全て個人の責任で執筆されており、内閣府や経済社会総合研究所、所属組織の公式見解を示すものではありません。執筆者の肩書は執筆時のものです。

内閣府経済社会総合研究所（ESRI） 総務部総務課ESR編集事務局
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 TEL 03-6257-1615
ホームページバックナンバー：https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/esr/backnumber.html